

## 2022-7-28 第1回子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会

○羽野虐待防止対策推進室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」第1回を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本ワーキングチームの座長選任までの進行をいたします、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長の羽野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はウェブ会議にて開催させていただきます。

構成員の出欠につきましては、全員御出席いただいております。

開会に当たりまして、子ども家庭局長の藤原より御挨拶を申し上げます。

○藤原子ども家庭局長 6月28日に子ども家庭局長に着任をいたしました藤原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。第1回「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」の開催に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、皆様、お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

子ども家庭福祉の新たな認定資格でございますけれども、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会での議論や本年6月に成立いたしました児童福祉法の改正を踏まえまして、子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修を経て取得するものとして、令和6年4月から導入となっております。

本検討会では、この認定資格の重要な要素である研修課程等につきまして、子ども家庭福祉分野の専門家である構成員の皆様に御議論いただきたいと考えております。先生方の御知見をいただきながら課題を整理、検討していきたいと考えておりますので、何とぞ御指導よろしくお願ひいたします。

○羽野虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきます。

また、今回の検討会は傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。なお、本検討会ではこれ以降の録音、録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意いただければと思います。

それでは、資料の確認をさせていただきます。配付資料は右上に番号を付しておりますけれども、資料1から6、委員提出資料1と2、参考資料1から6の計14点となっております。資料1が本検討会の開催要綱、資料2がワーキンググループの開催要綱、資料3が今般の認定資格に関する経緯等についてという資料、資料4が本検討会の議論事項、資料5が今後の検討等のイメージ、資料6が子ども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性等についてということ。また、委員提出資料としまして、委員提出資料1が増沢構

会員からの御提出資料、委員提出資料2が和気構成員からの御提出資料となっております。参考資料もその後6点続いておるところでございます。

資料の不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本検討会は原則として公開で開催をいたしまして、資料及び議事録も公開することとしておりますけれども、座長が必要があると認めた場合は会議を非公開とし、また、座長が認める範囲において資料や議事要旨を公開するということもございます。

まず、議事（1）検討会の開催についての資料について事務局より御説明いたします。

私のほうから御説明をさせていただきます。資料1を御覧いただければと思います。

資料1、検討会の開催の要項でございます。資料1の「1. 趣旨」に書いてございますのは、先ほど局長が申し上げましたような今回の法改正に関する経緯などについて御説明しているものでございます。

2ページの「3. 主な検討事項」でございますが、今般の子ども家庭福祉の認定資格に係る下記の事項というところで、（1）子ども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に求められる専門性、（2）子ども家庭福祉に係る研修の課程、（3）ソーシャルワークに関する研修の課程、（4）試験の内容及び方法・試験の頻度、（5）その他とさせていただきます。

原則公開で行いますという「4. その他」のところは、先ほど申し上げたとおりでございます。

次のページ、別紙を御覧いただければと思いますが、構成員についてまとめた資料でございます。本日は第1回でございますので、構成員の皆様の御紹介をさせていただきたいと思っております。別紙の順番で御紹介をさせていただければと思います。

松戸市子ども部長の伊原構成員でございます。

花園大学社会福祉学部社会福祉学科准教授の久保構成員でございます。

武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授の倉石構成員でございます。

全国児童家庭支援センター協議会会長の橋本構成員でございます。

西日本こども研修センターあかしセンター長の藤林構成員でございます。

子どもの虹情報研修センター研究部長の増沢構成員でございます。

岡山県倉敷児童相談所所長の薬師寺構成員でございます。

関西大学人間健康学部人間健康学科教授の山縣構成員でございます。

東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学分野教授の和気構成員でございます。

続きまして、オブザーバーとして御参加をいただいております、日本社会福祉士会アドバイザーの田村様でございます。

日本精神保健福祉士協会副会長の廣江様でございます。

全国保育士会会長の村松様でございます。

以上の構成員の皆様、オブザーバーの皆様の御紹介でございます。

事務局の職員につきましては、紹介を省略させていただきたいと思ひます。

それでは、早速でございますが、最初に座長の選任を行わせていただければと思ひております。本検討会は、構成員の互選によりまして座長を選任することとなっております。事務局といたしましては、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会、それから、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループでも座長を務めていらっしゃる山縣構成員に座長をお願いできればと思ひますが、皆様、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議ないようでございますので、山縣構成員には恐れ入りますけれども、本検討会の座長をお願いしたいと思ひております。

それでは、早速でございますが、座長より一言御挨拶をいただくとともに、以後の議事の進行をお願いできればと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山縣座長 山縣です。よろしくお願ひします。今この瞬間まで非常にどきどきしていました。フライングで私の名前のところから最初からずっと「委員長」が入ってしまひて、申し訳ありませんでした。今ここで選任されましたので、安心して座ることが出来ます。

経過にもございましたように、社会的養育専門委員会のほうの委員長、今回検討すべきことについての枠組みをつくった立場の人間ですので、引き続き座長をさせていただきますけれども、そのときに委員を務めていただいた方も複数名いらっしゃいます。それぞれ前回と同じような形でできるだけ丁寧な議論に努めていこうと思ひますので、御協力をお願いしたいと思ひます。

では、早速、本日の議事に入っていきたいと思ひます。まず（２）ワーキンググループの開催について、（３）本検討会の議論事項及び進め方について、（４）子ども家庭福祉分野の認定資格取得者に求める専門性等について、資料２から資料６を用いて事務局のほうから少し時間を取りますけれども、説明をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○羽野虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。それでは、少しお時間を頂戴いたしますけれども、資料２から６に関して御説明をさせていただきたいと思ひます。虐待防止対策推進室長の羽野でございます。

資料２を御覧いただければと思ひます。ワーキンググループの開催要綱でございます。検討会開催要綱にもございますとおり、本検討会ではワーキングを開催できることとされてございます。これを踏まえてワーキングを開催させていただきたいと考えております。検討事項につきましては、先ほど御説明しましたけれども、本検討会の検討事項と同内容でと考えてございます。

構成員につきましては、２ページ後の別紙にございますけれども、基本的には本検討会の構成員と同様とさせていただいております。一方、検討会でオブザーバーの皆様にも、それぞれの資格のカリキュラムと関係する部分がございまして、構成員として議論に参

画いただくということで想定してございます。

1枚戻っていただきまして、3.(4)の本ワーキンググループの公開、非公開の扱いでございます。ワーキングでは、率直かつ自由な意見交換を確保するという観点から非公開とさせていただきまして、会議資料及び議事概要を会議後速やかに公表するという扱いを原則としたいと考えてございます。また、このワーキングで得られた成果につきましては、本検討会に御報告をさせていただくという形としたいと考えてございます。

以上が資料2でございます。

資料3を御覧いただければと思います。資料3は本認定資格に関する経緯等についてまとめた資料でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページが児童福祉法等の一部を改正する法律、先般国会で成立いたしました法律の概要でございます。今回御議論いただきます認定資格に関しては6番にございまして、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上という観点で今回の児童福祉法改正の中に盛り込まれているところでございます。

具体的な内容につきましては、次の3ページを御覧いただければと思います。上の箱の1つ目の○でございます。子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格、そういった制度を導入するというところでございます。

2つ目の○でございますが、この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づけることといたしまして、また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組みにするなど、施設等に配置するインセンティブを設定することとしております。

3つ目の○でございますけれども、今後の検討ということで、新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、児童福祉に関して専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされてございます。このような内容のことを今後の検討事項として、これは施行後の話でございますけれども、法律の中でもこういった検討をする旨の規定が盛り込まれているというものでございます。

下の図で描かせていただいております今回の認定資格のイメージでございます。ルートを大きく申し上げますと下のところに分けてございますけれども、一定の実務経験のある有資格者のルートと現任者のルートというものがございます。社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者が、その上に行きますけれども、相談援助の実務経験2年をもって研修を受けいくルート。そして、現任者のルートでございますが、真ん中ございます子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験4年を持っていることを受けて、その上でソーシャルワークに関する研修の受講をした上で子ども家庭福祉の研修を受けるというルート。そして、右

側にございますが、保育士の実務経験が4年あることを受けて、その次にソーシャルワークに関する研修を受講し、子ども家庭福祉の指定研修を受けるというルート。主にこの3つのルートを想定してございます。

その上で、この研修を受講いただいて、その次、上にございますけれども、試験を受けていただいて、その試験で合格すれば、子ども家庭福祉の認定資格を取得するというところでイメージしてございます。

その上で、これまでの経過をもう少し御説明いたしますと4ページ以降にございます。4ページは、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書のうち、今般の認定資格に関する記述を抜粋したものでございます。ここの文章の内容は今申し上げた法案の概要のところと基本的には同内容でございますので、説明は省略をしたいと思います。

続きまして、5ページをおめぐりいただければと思います。こちらは自民党内での御議論でございます。自民党内でも御議論がありまして、専門委員会の取りまとめに先立ちまして、厚生労働部会として取り決めが行われたというものでございます。

大きくは2つに分かれておりまして、まずは現場で実務を担当する方々について一定の実務経験や幅広いスキル、知識を身につける研修等を経て児童福祉司の任用要件を満たすための認定資格の導入を今回の児童福祉法改正に盛り込み、質量ともに現場の強化を行うということを1点目として記載されております。2点目として、先ほども御説明したような今後の検討というところで、少し御説明しますが、この担当実務が子どもたちの命や権利、人生に大きく関わるという重要性和責任の重さに鑑みて、この認定資格の取得状況、その他の施行状況を勘案して、3つのポツがございますけれども、この支援を行う者の実施すべき業務の内容、専門的な知識、教育課程の内容が明らかになること。それから、養成するための体制を確保すること。そして、雇用の機会が確保されること。そういった環境を整備しながら、児童の生命または心身の安全を確保する観点から専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織、資格の在り方について、国家資格を含め、今回の児童福祉法改正によって導入される認定資格の施行後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の附則を設けるべきであるということが自民党の取り決めでございます。これを受けまして、先ほど御説明しましたが、検討規定が実際に法律の中に盛り込まれているところでございます。

続きまして、6ページを御覧いただければと思います。こちらは13条の3項でございますが、児童福祉司の任用要件を定める規定でございます。3項の1号で今回新しく追加をしております、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるものということを新たに規定しているところでございます。この内閣府令の中で認定資格の枠組みを規定していくことになっていくものでございます。

6項につきましては、指導教育担当児童福祉司、いわゆるSVと呼ばれている方々ですけれども、この方々は、児童福祉司としておおむね5年以上という勤務経験が必要ですが、括弧書きにございますけれども、第3項第1号に規定する者というのは、今申し上げたような新たに設けたところについてはいろいろ要件がございますが、現場経験についておおむね3年以上というふうに、この5年を3年に短縮するというインセンティブ措置を入れているところでございます。

これとは別に、先ほど御説明しました検討規定が附則の中に盛り込まれているというのが今般の児童福祉法改正の内容でございます。

続きまして、7ページを御覧いただければと思います。7ページは児童福祉法改正の国会での御議論をいただいたときに附帯決議としてつけられたものでございまして、衆議院、参議院でついているものでございます。こちらは同内容でございますけれども、子ども家庭福祉分野の資格取得者の質の担保を図るほか、資格取得者の児童相談所、市町村、児童福祉施設等における配置が進み、地方自治体において実効性が上がるような方策を財政措置を含めて検討し、必要な措置を講ずるということで決議をいただいている状況でございます。

以上が資料3でございます。

資料4を御覧いただければと思います。資料4は本検討会の議論事項についてでございます。本検討会において御議論いただきたい事項として事務局として整理したものでございます。(1)は子ども家庭福祉に係る研修の課程、先ほど申し上げた100時間ぐらいの課程についてございまして、先ほどの法案概要資料でも書いている100時間というところでございます。具体的には、1点目として、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性としてはどのようなものが考えられるか。2点目として、研修の具体的な受講方法としてどのようなものが考えられるか。具体的には、講義、演習、実習の形式でありますとか、パッケージ型、アラカルト型と書いてございますけれども、アラカルト型というのは複数の研修実施機関で行われる科目を併せて受講して、それをもって受講認定するという形を想定しているものでございますけれども、そのような受講方法をどう考えるかという点でございます。また、オンラインによる講義の受講についてどう考えるかというところも御議論いただきたい論点かと考えてございます。続いて、3点目でございますけれども、研修カリキュラムにつきまして、科目名、到達目標、学習項目、時間数などについてどのように設定するかということもぜひ御議論いただきたいと思っております。4点目でございますが、研修受講者がカリキュラムの一部を受講できなかった場合における代替手段についてどう考えるかという点についても御議論いただきたいと思っております。

(2)はソーシャルワークに関する研修の課程ということで、それについても論点を書かせていただいておりますが、記載されている内容は(1)と基本的には同内容でございます。今御説明したような専門性とか研修受講方法、カリキュラム内容などが論点ではな

いかと考えてございます。

次のページをおめくりいただければと思います。（3）試験についての論点でございます。どのような内容や形式が考えられるかということ、そして、試験の開催頻度や開催地などの具体的な運用方法についてどう考えるかというところを御議論いただければどうかと考えてございます。

資料5を御覧いただければと思います。本検討会における今後の検討イメージとして、主にスケジュール感をまとめたものでございます。本日から議論を開始いただきまして、基本的にはワーキングを中心に各論点について順次詰めた議論をお願いしたいと考えております。スケジュール感としては、令和6年度からの施行でございまして、その前に個々のカリキュラムの認定を行っておく必要がございます。そのことを考えますと、来年度の夏頃には認定機構の発足を目指す必要がございます。そこから逆算していきますと令和5年度の春頃には関係省令などの整備、そして戻りますと、令和4年度の冬頃には本検討会によって一定の取りまとめをお願いできないかと考えてございます。スケジュール感としては非常にタイトとなり、恐縮でございますが、何とぞ御協力いただければと考えてございます。

次に資料6でございますが、この認定資格取得者に求められる専門性等についてという資料でございます。

1枚おめくりいただいた2ページでございますが、これは児童福祉法の条文の抜粋でございまして、先ほど御説明したものと同じですので、説明は省略させていただきます。

3ページを御覧いただければと思います。認定資格を取得される方々に実際に勤務する先としてどういうところが主に想定されるかというところをまとめたものでございます。児童虐待対応の中心となる児童相談所でありまして、市区町村の子ども家庭総合支援拠点も当然ですし、児童福祉施設についてもソーシャルワーク業務を行う部分がございますので、資格取得者の勤務先として想定できると考えています。

そのほかに※がございますけれども、今般の児童福祉法改正におきまして、市区町村において児童福祉と母子保健の相談支援などを一体的に行うこども家庭センターを設置することとされましたが、このこども家庭センターでございまして、児童やその保護者などが気軽に相談できる体制をつくるために整備することとされました地域子育て相談機関につきましても、新たな認定資格の取得者の勤務先として想定できるのではないかと考えてございます。

4ページは児童相談所の業務の流れについてまとめたものでございます。これはもう皆様よく御存じかと思いますが、通告・相談を受けましてから、受理、それから、子どもや家族などの状況を調査する。そして、医学診断、社会診断などの各種診断を行った上で援助方針を決定していくという流れでございまして、その流れの中で必要に応じて一時保護も実施していくといった流れでございます。

5ページは市区町村の子ども家庭総合支援拠点の業務内容に関してまとめたものでござ

います。児童福祉法や関係通知の抜粋でございます。真ん中よりちょっと下の1. 趣旨・目的のところでございますけれども、赤字になってございますように、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援のような専門的な相談まで行うということ。それから、必要な調査、訪問などによる継続的なソーシャルワークの業務を行うということを想定したのがこの子ども家庭総合支援拠点でございます。

6 ページは児童福祉施設についてでございます。児童福祉施設につきましては、1つ目のポツのところ、養護を要する児童を入所させるということももちろんございますし、2つ目のところで、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談、助言を行うという役割も担っていただいております。また、最後のポツにございますように、家庭環境の調整などを行う役割も担っていただくこととされております。

7 ページは認定資格取得者に求められる専門性について、事務局のほうで整理してみたものでございます。上の箱に3つの○がございますけれども、1つ目の○、子ども家庭福祉の新たな認定資格につきまして、子どもの一時保護などの迅速・適切な対応が求められます児童相談所における業務、それから、市区町村や児童福祉施設等における相談援助業務、こういったものに適切に対応することができる能力を有すると客観的に認められる者が取得するということが必要となっております。

2つ目の○でございますが、この点を踏まえれば、資格取得者に求められる専門性としては、主に以下1. から3. のようなものが考えられるのではないかというふうにまとめさせていただいております。それが下に行きますけれども、1. から3. の柱でございます。「1. 子育て家庭等に対する適切なソーシャルワークを行う能力」ということで書かせていただいております。子どもや保護者等に対して相談援助等を行うに当たっては、対象者の状態等の十分な理解やコミュニケーション能力に加えまして、状況に応じて介入的な対応も行うことができる能力が求められる。2つ目の○で、このため、ソーシャルワークの基本理念や、面接とニーズ把握などの基礎的な能力に加えまして、迅速かつ適切な子どもの安全確保を目的とした介入的ソーシャルワークのノウハウを有することが客観的に担保されることが必要ではないかと考えております。

「2. 子どもの発達等に対する理解」ということで、子どもに関する相談援助を行うに当たっては、年齢や障害・疾病等を考慮した、子どもが育つ上で必要な基本的なニーズについての適切な理解が求められると考えております。このため、子どもの発達等に関して適切に理解していることが客観的に担保されるものとする必要があるのではないかと考えてございます。

「3. 支援に際して必要な関連制度等に関する理解」ということで、子どもや保護者に対する相談援助を行うに当たりましては、一時保護等の措置の実施、子育て支援策の提供といったことを念頭に対応するということに加えまして、障害福祉・貧困・保健医療といった関連分野との適切で効果的な連携、協働などが行われることが必要だと考えております。



す。このため、児童福祉制度や関連する福祉制度に関して、相談援助等に求められる実践的な運用と理解が客観的に担保される必要があるのではないかと考えてございます。

以上申し上げた3つの柱が、今回の資格取得者に求められる主な専門性として考えられるのではないかと考えてございます。

7ページの上の箱に戻っていただきまして、3つ目の○でございます。新たな認定資格の取得に当たりまして、子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験4年を求めているということでございまして、そのことを踏まえまして、今回の資格取得者に求められる専門性の程度、レベル感としては、相談援助業務を行う現場職員が初歩的に習得する内容と解決困難事例の対応とか指導的役割を担う職員、SVクラスといいますか、そういったレベルの方々が習得する内容と、その間ぐらいの程度。児童福祉司についていえば、例えば任用後研修とSV研修の間ぐらい、そういったイメージのものをレベル感としてイメージしてはどうかというところで3つ目の○を書かせていただいているところでございます。

ちょっと長くなり恐縮ですが、私のほうからの御説明は以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

とりわけ資料6の7ページの最後の3つを具体化していくというのがこの検討会に求められている課題だと認識していただけたらありがたいと思います。しかも、これを約半年でやらないといけないということですので、内容的には恐らく、申し訳ありませんが、ワーキングを含めて毎月1回ぐらいのペースになるろうか、あるいはそれでも足りないという状況になるかもしれません。法改正が既に行われておりますので、ゴールははっきり決まっておるところで御理解、御協力いただけたらありがたいと思います。

今回、第1回ということですが、先ほど言いましたように、既に前の委員会の構成員の方もいらっしゃるけれども、初めての方も複数いらっしゃいますので、今日はオブザーバーの方も含めて次回のワーキングのメンバー全員が参加しておりますので、取りあえず全体像についての質問とか枠組み、次回以降の進め方等についての御意見、あるいはもう既にそこに突っ込んでいただいても結構です。6時を目標にしていますので、ここから約1時間半でございますけれども、特にテーマを決めずに今日はフリートークで、次回からはテーマを決めて少しずつ進化させていくというやり方にさせていただけたらありがたいと思います。進行はそういう形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、早速ですけれども、これからのところは基本的には手を挙げる機能を使っていたいてお話しいただきますが、最初に、既に委員提出資料で増沢構成員と和気構成員から資料を提出いただいておりますので、取りあえず増沢構成員と和気構成員、資料を含めた御意見を披瀝いただけたらと思います。お願いできますでしょうか。では、私の一番近いところにいらっしゃるのが画面上は増沢構成員になりますので、増沢構成員、その後に和気構成員、お願いします。あとは自由にいきたいと思います。

○増沢構成員 こんにちは。子どもの虹の増沢と申します。僕のほうからは、今回、ソー

シャルワーカーの求められる専門性、それから、必要なカリキュラムということで、参考になるであろうと思ひまして、英国のソーシャルワーカーの人材育成体系と、児童家庭に特化した学ぶべき知識や技術ということで英国の教育省が示しているものも御紹介させていただきます。

皆さんのお手元の資料にあるオレンジ色っぽいスライドなのですが、そこに3つのことを紹介させていただきます。1つはソーシャルワーカーの育成体系。ソーシャルワーカー全体の育成体系が英国ではつくられていて、10年間かけてこれを制作してきました。PCFと言われているものです。そして、児童家庭分野に特化した必要な知識と技術を教育省が示していて、それがKSSと言われているものです。そして、参考までにRPSという倫理規定もお示しさせていただきました。それがイギリスの人材育成の基盤になるもので、3つあります。

3枚目のスライドは、PCFの全体像がこのように図として示されているものです。小さな楕円がだんだん拡大していく図になっています。この楕円が上に行くほどレベルが高くなっていて、全部で9段階で示されている。初めの4つまでの段階が養成の段階、つまり大学の養成校とかで資格取得前の段階。そして、資格取得した後はASYEと書いてあるレベルがあるのですが、それ以降になります。ASYEというのは新任後2年間です。その後も実務を積みながら、専門性を上げていくという図です。

そして、今回の委員会で参考になるのは、その中身、つまり、どういう専門性が必要なのかということで、その領域を色別で示しています。

全部で9つの領域があって、「プロ意識」、「価値と倫理」、「多様性と平等」、「権利、正義、経済的福祉」といったある意味姿勢や価値観、これは先ほどの厚労省の御説明にもあったところに重なる部分があるのかなと思います。そして、「知識」、「批判的振り返りと分析」、「介入と技術」、「組織的文脈」。これは組織の中でどうソーシャルワークを展開していくのか。組織は所属組織もあれば要対協のような拡大組織、支援ネットワークということも含めての、そういった中でどう問題解決を図っていくかという、そこら辺の専門的能力です。そして、「専門的リーダーシップ」というのは将来的にスーパーバイズになっていくことを想定して、地域のウェルビーイング、児童家庭でいえば子どもと家庭のウェルビーイングを保障していくためにどうしていくかというリーダーシップも含めての領域となります。

今日はもうお示ししていませんが、PCFの図の一つ一つのレベルごとにプロ意識とはどういうものか、知識として獲得すべきものは何かなどが具体的に内容が示されていて、こんな厚い冊子になって、公開されております。ワーキングのほうでは少しそれもお示しさせていただいて、参考にしていただければなと思っています。

次のスライドのKSSです。一般的なソーシャルワークのジェネリックの方向性に対して、児童家庭を担う部分、ここだけはきちんと学んでおくことだということが示されているものです。これはかなり厳密に守られていて、このKSSにのっとったカリキュラム策定を各養

成校ができていたり、実務者のトレーニング等でできていたり、このKSSにのっとったガイドもあります。そこを見ていくとKSSでは1から10まで学ぶべき内容がありまして、1つ目が、「人間関係と効果的な直接支援」という関係構築の部分です。あくまでパートナーシップというのがベースになって、そのためにはどういう姿勢であるべきかと。ソーシャルワーカーとしての権威を持ちつつ共感していく姿勢とか、それから「コミュニケーション」、コミュニケーションが難しい子どもや御家族がおられます。そういった方々とコミュニケーションを取っていく技術ということになります。直接支援と2つ目のコミュニケーションまでお話ししましたが、ここら辺は重なるところで、そういった内容です。そして、受援力の低い親御さんもいっぱいいますので、その方にどう動機づけを高めていただくのか。それから、今度は関係機関に対しても、要支援者を支援する動機を高めてもらえるようなアプローチの仕方を学びます。

次が「子どもの発達」ということで、これは当然、子どもの発達を押さえるということなのですが、身体的な発達、認知的な発達、情緒的な発達、社会的発達、そのほかにも性行動の健康発達、行動指標などを学び、その上で健全な発達を阻害してしまう様々な要因、それは遺伝であるとか養育環境、子どもの健康状態というような側面からの影響についても学んでいくというものです。

4番目が「大人の精神疾患、薬物乱用、DV」、これはトシキックトリオと言われていて、虐待に関連する主要な家族の問題です。子どもに大きな影響をもたらすものと言われていて、重大問題なのです。それから、「身体疾患及び障害」、障害や難病とかの中にいる子ども。それらが家族機能や家族力動、そして子どもにどういう影響を与えてしまうのか。ゆえにどういうサポートが要するのかというところが4番目です。

「子どもの虐待とネグレクト」というのは直接的な虐待対応の話なのですが、特にここで強調されているのは、身体的虐待のみならずネグレクトの長期的予後、これが非常に重視されていて、先ほどの発達ということと関連して押さえておくべき重大なこと。死に至らないから軽視するという傾向がありがちな問題ですが、決してそうではないということが書かれています。

それから、子どもと家族のアセスメント。アセスメントというのは必須なのですが、このところできちんとした行動観察、ジェノグラム、エコマップの適切な描き方。生育歴もきちんと描くことができること。そういったものを駆使して、問題の背景にあるものは何か、起きている問題のメカニズムは何か。そういったことをきちんと理解していくというのが子どもと家族のアセスメントです。

その上で今度は「分析、意思決定、計画、見直し」。ソーシャルワーカーとしての意思決定です。状況を確認したい上で、分離するのか、支援なのか、そして支援だと何をどう支援していくかを計画していくという非常に大事なところになります。その内容は常に反省的に見直すことが大事で、ここで強調されている重要な姿勢が批判的振り返りです。そして、新しい事態や自分の批判的振り返りによって、より適切な支援計画を構築していく

とか、ブラッシュアップしていくというところの内容になります。

8番目が「法律と家庭・青少年の司法制度」です。イギリスの場合はケア命令、日本の場合は28条といったような司法に上げていくケースをどのようにしていくかということも含めてここでは学びます。

9番目が「スーパービジョンの役割」で、スーパービジョンは当然認定前なので、ここで書かれているのはスーパービジョンの重要性です。いつ、どのように、何を相談したらいいのか。そして、それは上司だけではなくて、専門機関にはこういう専門機関があり、専門職がいて、その方々には何をどのように相談していったらいいのかということをお学びます。

10番目が「組織的文脈」ということで、組織の中の自分の役割、そして、組織がもたらす影響、組織の力学、そこには組織心理学であるとか集団心理学、そのネットワークを動かしていく技術というようなことを学びます。以上がKSSの柱にしている学びの10本です。これに準じていろいろなカリキュラムが組まれる。この内容を満たすためにはこういうタイトルの講義なり演習が必要だねというふうになっていくわけです。

もう時間ありませんので、その次のスライドのRPSについては倫理規定ですので、それは読んでおいていただければいいと思います。今回のワーキングで直接関係あるものではないと思いますので。

最後の資料は、PCFとKSSと倫理規定の関係性を示したものです。これも英国政府が示していて、PCFのこの領域にこのKSSの支援、知識、技術というのが重なってくるのだよということを示しているものです。

以上、簡単ですけども、御紹介をさせていただきました。ありがとうございました。  
○山縣座長 ありがとうございました。

構成員からの質問はまた後にしていただいて、次に、和気構成員、お願いいたします。  
○和気構成員 皆様、こんにちは。東京都立大学の和気と申します。初めてこの検討会に参加させていただきますので、簡単に自己紹介させていただきますと、専門はソーシャルワークで、近年は支援困難ケースへのソーシャルワークなどを研究領域としておりますが、現在、日本ソーシャルワーク教育学校連盟副会長、日本ソーシャルワーク学会副会長などを拝命しております。また、自身はアメリカで修士課程を学んでおりますけれども、そういったこともありまして、国際ソーシャルワーク学校連盟という国際的なレベルでソーシャルワークの教育ですとか定義、あるいはグローバルな教育や研修のスタンダードのようなものを策定する機関の日本代表理事なども拝命しております。

それでは、お手元に資料がありましたら、それに沿って、5分ほどと聞いておりますので簡単に概要のみお話しさせていただきます。なお、私の資料は、したがって、ソーシャルワーク及びソーシャルワーク教育の視点から作成されたものであるということをおまづ御理解いただければと思います。

そうしましたら、最初、スライド1ですけども、こちらは皆さん御存じかもしれませ

んが、社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格の概要でございます。共に根拠法とソーシャルワーカーの倫理綱領に基づいて、共通科目が13科目、専門科目が社会福祉士10科目、精神のほうは9科目で構成されておりました、社会福祉士は約270万人、精神のほうは約10万人が現在登録されております。

スライド2ページ目、今回の検討会の検討事項が示されておりましたので、今日の資料につきましては、これに沿って作成させていただいております。

スライド3ページ目、検討事項1、子ども家庭福祉分野における相談援助、ソーシャルワークを行う職員に求められる専門性ということで、スライドに書いていないのですけれども、ソーシャルワークというのは社会生活上の問題が、様々な社会的な要因が相互連関的に作用し合っているという観点から、国際的には1950年代以降、従来の専門分化していた資格ですとか教育形態というものが改められて、多様な次元の問題に対処できるジェネラリストソーシャルワークを養成するというのがアメリカを中心とする世界的な潮流、特に修士1年目まではそれが世界的な潮流となっております。

日本においても今日、複合的な課題を抱える個人や家族が御存じのとおり増えております。したがって、課題の解決は当該児童1人の問題ではなく、家族、学校、地域社会の問題であるということ認識し、先般の社会福祉法の改正にも盛り込まれておりますけれども、制度をつなぎ、制度の垣根を超える包括的な支援体制、あるいは支援というものが重要になってまいります。したがって、子ども家庭福祉分野は、子どもが関わる全ての場を想定して、制度横断的に見ていく視点というのが極めて重要であると考えています。

スライド4になりますけれども、検討事項2、子ども家庭福祉に係る研修の課程につきましては、大きく分けて、有資格者ルートと現任者ルートがございます。有資格者ルートについては、既に習得されている基本的な知識・技術に加えて、子ども家庭福祉に関わるさらに高度で実践的な知識や技術の補強や強化が重要となります。一方で、現任者ルートでは社会福祉士等の養成教育の科目群で教授される、例えば子どもの権利、社会的排除、虐待、家庭内暴力、家族支援、貧困問題、多職種連携、多文化共生、社会資源の開発といったような内容が研修に盛り込まれてくる必要があると考えています。

要点としては、有資格者ルートと現任者ルートの間で知識や技術にばらつきが出ないような研修体系となるような検討が求められると考えます。

それから、後半の資料となりますけれども、現在、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が認定機関となりまして、社会福祉士、精神保健福祉士の養成に上乘せする形で、スクールソーシャルワーカーが養成されています。子どもが関わる全ての場を想定し、さらに虐待の早期発見ですとか予防という観点からも、こうした学校をフィールドとするソーシャルワーカー、子ども・若者ソーシャルワーカーといったような言葉もあるのですけれども、それらとの整合も図っていく必要があるのではないかと考えます。

次に、スライド5になります。ソーシャルワークに関する研修について、2つのルートの整合を図るために、有資格者ルートでは既習得の部分が不要となる一方で、現任者ルー

トでは習得していない知識や技術の研修が体系的に行われる必要があります。その際は既存の社会福祉士・精神保健福祉士の養成教育内容や時間数と整合を図り、一方の資格取得が簡素化されないよう、慎重な検討が求められるかと思えます。

続きまして、6枚目のスライド、試験の内容及び方法や試験の頻度です。ソーシャルワークの領域については、試験の内容や方法について社会福祉士・精神保健福祉士の出題内容、範囲と齟齬が生じないものとして資格制度の社会的信頼を担保するために、精度の高い試験問題の作成、統一的で現実的な試験実務に向けた実装が早期に検討あるいは準備される必要があると考えます。

続いて、7枚目のスライド、検討課題5、その他のその1です。現在の社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験の制度では、実務範囲が局長通知で明示されているという点も考慮して、これらと整合する実務範囲が明確に指定される必要がありますほか、小中学校におけるソーシャルワークの実践の場なども勤務先となってくるのが必然かと思えます。さらに、現任者ルートについては研修に加えて社会福祉士の受験資格を取得できる、例えば福祉系大学等への編入ですとか科目等履修、養成施設の入学要件の見直しなども検討されてよいのかと考えます。

最後に8枚目、その他のその2になりますけれども、採用・配置、実習教育体制について、現在、ソーシャルワーク専門職の一部が非正規雇用となっておりまして、不安定な雇用が常態化しているということが最も深刻な問題です。複合的な課題を抱える事例が増加する中で、重層的な支援体制整備事業等に取り組む市町村の今回の研修等で輩出される子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）等の専門職採用が鍵となってまいります。

そのために、資格取得者が正規雇用されるための財源確保やインセンティブ付与、都道府県、市町村、教育委員会等への働きかけや配置基準の設定等を関係省庁間、部局の連携の下で検討するということが課題となります。

最後に、実習教育体制の確保と構築が資格取得者の安定的な養成と配置につながるということを考えますと、研修内容に実習指導やスーパービジョンの知識や方法が含まれるよう検討されることも必要かと思えます。

参考資料につきましては、時間の関係で本日割愛いたしますけれども、スクールソーシャルワーカー認定事業ですが、現在、64校が認定を受けまして、課程修了登録者数は742名で、通常の1,200時間の社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程に上乘せする形で230時間の専門教育が行われております。

私からの報告は以上となります。

○山縣座長 ありがとうございます。

ここからは特に委員提出資料はございませんけれども、この検討会の在り方なども含めて自由に御意見、御質問いただけたらと思えます。繰り返しますけれども、手を挙げる機能を原則使っていただきたいと思えますが、人数が多くありませんので、一応私の画面で全員のお顔が見えておりますので、手を直接挙げていただくことも可能です。よろしくお

願います。発言は、私が指名した後でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特段なければ終わるというわけにはいきませんので、これまでの議論も聞いていただいているというところで、倉石構成員、橋本構成員、何か過去の経過も含めて御意見等がございましたら。橋本構成員、お願いいたします。

○橋本構成員 役回りとして、一番で出てこいという感じかなと思いましたので、発言をさせていただきます。私は大学で教えられている先生や研究されている方々とは違って現場の立場なので、今日も増沢先生や和気先生のお話を聞いていて大変学びになりました。とりわけ増沢先生のお話から、イギリスの実践研修体系が、少なからず我が国の児童養護施設の研修体系にも反映されているのだなということを改めて知ることができました。

トップバッターで皆さんがお考えになるための時間稼ぎで私は時間をいただいているというふうに意識していますので、あえて長々とお話ししますと、増沢先生の、大人の精神疾患、薬物乱用、DV、この辺もしっかりと子ども家庭ソーシャルワーカーが学ぶべきだという指摘というか御提案は、なるほどと思いました。実は今、ヤングケアラーの支援に関する研究をしているのですが、社会的養護で出会うヤングケアラーの人たちというのは結構、お父さんやお母さんが精神疾患を持っていたり、薬物乱用していたりという方が多くて、このお父さん、お母さんへの支援も実はヤングケアラー支援の中で非常に重要だということを今、実感しているところでして、このような物の考え方というか認識があるということを改めて勉強させていただいたところです。

さて冒頭言いましたけれども、私のミッションは現場の意見というか、とりわけ社会的養護の現場である児童養護施設や児童家庭支援センター、乳児院の人たちの意見をどうこの検討会に反映するかというところにあり、そのために私は今ここで発言させていただくのだなと思っています。そういう意味では、多忙を極める現任者が受けやすい研修課程を今後求めていければなと思っています。

それから、この試験に挑戦した現任者の多くがなるべく受かりやすい試験制度を求めていきたいなとも思っています。とりわけターゲットとしては社会福祉士とか精神保健福祉士などのソーシャルワーカー資格を有しない方々が、より具体的には保育士さんとか児童指導員が受けやすく、受かりやすい制度構築を目指したいなと思っています。なぜならば、小規模自治体、子ども家庭総合支援拠点で言うと小規模A型、B型あたりですね。これぐらいの自治体だと、子ども家庭支援の現場では保育士が中心に活躍しているところがすごく多いのです。前回の専門委員会でも藤林先生らとこの話をしましたけれども、やはりベテランの保育士さんが自治体の児童相談部署においてキーパーソンとなっているという現実がある。それから、児童養護施設とか乳児院における家庭支援専門相談員とか里親支援専門相談員も、5年の施設保育士や児童指導員としての経験を経て、その任に就いている方が非常に多い。これが現場実態です。このような現場実態から、これらの現実を踏まえた資格制度の構築をぜひ提言していきたいなと思っています。

山縣先生、これぐらいでよろしいでしょうか。

○山縣座長 期待に込めていただいております。児童養護施設、乳児院の言葉が出ていましたけれども、児童家庭支援センターがあまり出ていなかったのです。

○橋本構成員 当然、児童家庭支援センターは一番のソーシャルワークリソースです。

○山縣座長 今回の仕組みで言うと、児童家庭支援センターの持つソーシャルワーク機能は非常に重要だと思っていますので、積極的な発言をお願いしました。

○橋本構成員 ありがとうございます。

○山縣座長 どんどん手を挙げていただいて結構ですけれども、なければ、倉石構成員、藤林構成員。前の委員会にいらっしゃった方を取りあえず指名しようと思っていたので、では、藤林構成員のほうが先に手が挙がりましたから、藤林構成員、お願いします。その後、倉石構成員、様子を見ながら指名させてください。

○藤林構成員 前回の専門委員会でも長く議論していた、それを踏まえてこの検討会に期待するものとか、この検討会をどのように進めていくのかということについて若干の意見と質問をしたいと思います。

まず、資料3の3ページに専門委員会での大体の結論が書いてありまして、その一番上に、そもそもこの資格が必要な理由というのが、「子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた」というところがあるのですね。「十分に身につけた人材を早期に輩出する」というのが書いてあるわけなので、ここが重要なポイントで、今までの児童福祉司任用後研修であるとかSV任用前研修のカリキュラムはちょっと横に置いておいて、本来、子ども家庭福祉の現場でソーシャルワーカーとして働いている方はどのような専門性が必要なのかということのをゼロベースから考えていく必要があるのではないかと考えています。この早期にというのは、専門委員会の当事者委員会から、こんな議論を何年も重ねていては当事者にとっては困るんだというような意見があったので、様々な議論があったけれども、取りあえず認定資格ということで、なおかつ現任者を中心につくっていきこうということがあったので、「早期に」ということなので、令和6年4月というのがその意味で出来上がったのかなと思っています。

そういう意味では非常にタイトなスケジュールの中で、十分な専門性を身につけた方々のカリキュラムをつくっていくというのは、そういった期待の中でスケジュールがされているのだなというふうに理解しているところです。

それから、資料6の7ページが事務局のほうでまとめたいただいた論点ですけれども、ちょっと気になるのは上のボックスの中の3つ目の○なのですけれども、今回の専門性の程度としては、児童福祉司でいえば任用後研修とSV研修の中間程度のものを想定してはどうかというふうに、事務局の案としてはこういった成り立ちでありますけれども、先ほど言いましたように、十分な専門性という観点から考えると、既存の研修プログラム、カリキュラムはちょっと横に置いて、そもそも何が必要なのかということから論じていくことが必要ではないかと考えています。

また、私はいろいろな調査研究の場とかでも言ってきましたけれども、そもそも平成28



年の任用後研修またはSV研修のカリキュラムも大分古くなってきたというか、この間に法改正もありましたので、また様々なニーズに対応していくことを考えると、本来はここも検討しなければならないわけなのですけれども、今回はその趣旨から外れていきますから、この場では検討しないにしても、これを土台にするということであって、これはこれで念頭に起きながらもゼロから考えていく必要があるのではないかなと思っています。

その上で、増沢先生の提示いただいたイギリスで10年間かけてつくられたPCFとKSSは非常に重要なたたき台になっていくと思いますので、ゼロベースとは言いながらも、イギリスでつくられたこの考え方を一つのモデルとして考えていく必要があるのではないかなと思います。

最後に質問なのですけれども、今後のスケジュール感なのですが、資料5に今後の検討等のイメージとありまして、イギリスで10年かかったものを半年でつくるということなのですが、それは本当に可能なのかどうかというのはあるのです。特に資料4の論点として、専門性としてはどのようなものが考えられるかという専門性、それに応じた受講方法、それから科目名、この3つが非常に重要になってくるわけなのですけれども、特に専門性と科目名と時間数ですね。100時間の中にどう収めていくのかということなのですけれども、これをこの7月から冬頃。冬っていつまでが冬か分からないのですけれども、どれぐらいをめどにしているかというのを議論していただければ、例えば専門性については何月までに骨格を決めて、それに応じたカリキュラムの科目名とか時間数をいつぐらいまでに決めて、多分、方法というのはその後かなと思うのですけれども、この辺のスケジュール感をこの場で話し合うことができれば、それに向けて、私はタスクがたくさんあるのですけれども、そのタスクの中にこの非常に重要なタスクも入れて、短時間で考えていきたいかなと思っています。意見と提言ということで、取りあえず私の発言はこれで終わります。

○山縣座長 ありがとうございます。

最後の質問の部分、詳細には今の段階できっと答えることはできないかもしれませんが、少なくともゴールは冬頃というところをもう少し具体化できるならば。それから、次回以降、ワーキンググループでのステップですね。何回目までにこんなことをやるという、それは次回以降にまた提示いただくとして、取りあえずゴールの辺りをもう少し具体化できますか。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長でございます。ありがとうございます。

これからの進め方は当然、構成員の皆様と御相談の上で、御議論の状況も見ながらということにはなっておりますけれども、事務局として決められた施行のスケジュールがございまして、それに間に合わせるために逆算してやっていると、先ほどの資料4のようなイメージになっていくというところで御説明申し上げたところでございます。

もう少し申し上げるならば、改めて、ちょっと重複しますが、認定機構の発足を夏ぐらいにしないとカリキュラムの具体的な認定ができないだろうと。それに先だって研

修の認定機構のこともそうですし、ある程度のカリキュラムの骨格も、それまでに省令などの形で定めることが必要になってまいりますので、その準備期間なども考えますと、遅くとも本年度内には一定の方向性をおまとめいただく必要があると。多少余裕を持って冬ぐらいと書かせていただいておりますけれども、年度内には一定の方向性をまとめさせていただきたいと思っております。

御指摘いただいたとおり、イギリスで10年かかったようなものを半年でということは、御指摘ごもっともでございますので、委員の皆様にも随時御相談しながら、限られた時間の中で精力的な議論をお願いできればと思っておりますし、事務局としてもできる限りの努力をしたいと思っております。

その上で、もう少し申し上げますならば、専門性の内容というのを御議論いただくことが必要になりまして、その専門性の内容、大枠としてどう考えるかということと、具体的にカリキュラムをどう考えていくかということに分かれていきますし、カリキュラムというふうに考えるときにも、子ども家庭福祉に関する研修をどうするかということと、あとはソーシャルワークに関する研修をどうするかということと大きく2つに分かれてまいります。その2つともこの場でというか、本検討会とワーキングとで御議論いただく必要がありますので、その両方を御議論いただきながら、確かに藤林構成員がおっしゃったとおり、研修の受講方法とかそういったところはどちらかということと中身というよりは枠組みというか、ある程度実務的な内容で詰めていけばいいのかもしれませんが、中身の議論のところは特にソーシャルワーク研修、それから子ども家庭福祉分野の専門性の内容と、そこで大きな2つのかたまりがあって、その御議論をいただく。特にソーシャルワークはある程度これまでの積み上げがあるかもしれませんが、子ども家庭福祉分野の専門性というのはまさしくこれから新たにつくっていかねばいけないところでございますので、今日は増沢構成員からお話のあったイギリスのところも参考にしていくことになっていくと思っておりますけれども、構成員の皆様のお意見をいただきながら検討させていただきたいと思っております。

ちゃんと確たることがお答えできなくて恐縮ですが、以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

冒頭申し上げましたよう、最低月1回ぐらいは覚悟していただきたいという大前提で、前回の委員会では月1.5回ぐらいのペースでやっていましたが、そこまでにはならないにしても、月1を超える可能性もゼロではないということです。その辺も少し頭の中に入れていただくこと。

それから、今回は2時間で設定してはございますけれども、回数を増やすか、時間をちょっと長めで2時間半とか3時間ぐらいから予定するか。そこら辺も含めて、これは事務局のほうと相談させていただいて、次回のところで全体像を提示させていただこうと思っております。

私のほうから1点確認ですけれども、認定機構の発足というのが来年の夏頃と書いてはございますけれども、認定機構の認定は厚生労働省あるいは内閣府が行う民間資格であるけれど

も、機構そのものは国のほうで認定するという考え方でよろしいですね。

○羽野虐待防止対策推進室長 おっしゃるとおりでございます、子ども家庭庁が来年4月から発足いたします。なので内閣府令と書かせていただいているところでございますが、内閣府令の中で認定機構の認定基準などを定めていく。その上で基準に合致しているところを国のほうで認定させていただく。認定と呼ぶ行為なのかどうかはありますが、その基準に合致しているところを定めていくと。その上で、国が基準に合致していると認めた機構が個々のカリキュラムを認定していく。そのような形になっていくことをイメージしてございます。

○山縣座長 ということで、民間資格だけれども、国も関与した民間資格という、関与の表現をどうするかはいろいろあるかもしれませんが、そこは前回の委員会で国は関与できないのではないかというお話もありましたが、認定、それから配置等についても国からの意見が出てくるということは、あらかじめ御了解いただきたいと思います。

では、申し訳ありません。倉石構成員、お願いします。

○倉石構成員 よろしくお願いたします。ありがとうございます。前回は大変お世話になりましたし、勉強させていただきました。今回も勉強させていただきつもりで参加させていただきました。増沢先生と和気先生の資料も本当に大変勉強になりました。ありがとうございます。

私のほうからは、前回の経緯の中で私が少し印象に残ったことのお話と、それは引き継ぎの意味もあるかなと思いますので、もう一点は、今回の検討会での私なりの課題認識についてお話をさせていただきます。

まず、前回の検討会では本当に山縣座長の下で難しい議論を重ねさせていただいたのですけれども、基本的な軸は児童福祉司の専門性をどのように高めるかというところで、藤林先生もおっしゃっていたように、ソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するというのがまず児童福祉司の専門性をどう上げて、虐待、特に虐待死を防ぐかというところに議論の中心があったと認識しております。その中で、今度は関係機関の専門性をどう高めていくかということがありまして、議論の後半の辺りでもう少し地域の子育てに携わっている専門職に対しても児童虐待の予防ですね。まだリスクがない段階からでも早期に介入支援をしていく必要があるのではないかという議論も出てまいりまして、これは市町村におけるソーシャルワーク機能との関連で出てまいりまして、いわゆる現任者ルートのところ幅が幾つかできたというふうに認識をしております。

ですので、場合によれば、今、藤林先生からも御指摘があった、山縣先生からもスケジュールの確認があったのですけれども、全部を横並び的に検討していくのか、それとも優先順位をつけながら検討していくのか、そこのところは少し整理をしていく必要があるのではないか。例えば具体的に言えば、資料3で示していただいたルートのところでも、一定の実務経験がある有資格者ルートのところからまずやっていくとか、右の保育士の実務経験の辺りをどのように扱っていくのかというのは、どれも大事なのですけれど

も、議論の質として同じ土俵に乗れるかというのはちょっと難しいところがあるのではないかと思いますので、そういう点では優先順位をつけてもいいのではないかと考えているところでは。

もう一つは、ルートのところでソーシャルワークのところは、和気先生がおっしゃっていただいたのかな。子ども家庭福祉分野の実務経験のソーシャルワークと保育士の実務経験のボリュームがちょっと違いますので、ここのところをどう解釈すればいいのかというのがちょっと私はクエスチョンになっているところでは。

それから、事務局のほうで最後、資料6の7ページに示していただいたものは、私はまとめていただいた中ではよくしていただいたなと思っておりますが、特にソーシャルワークという部分では、下半分の「1. 子育て家庭等に対する適切なソーシャルワークを行う能力」の2つ目の○のところですね。人権や社会正義、多様性の尊重の価値等のソーシャルワークの基本理念、ここのところをいかに押さえられるかということが、特に資格を持っておられない方々にとっては非常に重要な理念、価値と原理のところをしっかりと押さえたいということが、実践判断や経験値はすごく持っておられますので、この理論をしっかりと理解していただくことが専門性を高めるということにつながっていくのではないかと感じております。

最後のポイントはまたルートのところに戻りますが、保育士のところでは、これは前回の会議のときにも申し上げていたのですが、施設保育士と保育所保育士がいらっしゃいますので、その整理も一旦して、シンプルに考えれば施設保育士は子ども家庭福祉分野の経験のほうに入れて、保育士の経験のところは保育所保育士に限定するとか、今のは私の単なる参考意見なのですが、そここのところも少し議論していく必要があるのではないかと感じております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。保育士のところについて結構丁寧な御意見をありがとうございます。

では、前回の構成員はこれで指名させていただきましたので、あと新規で薬師寺構成員、久保構成員、伊原構成員が新たに参加いただいています。優先的発言権をその3人にお与えして、取りあえずまずこの段階で、2回目でも結構ですので、御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。では、薬師寺構成員、お願いいたします。

○薬師寺構成員 薬師寺です。初めてお目にかかる方もいますので、まず、簡単に自己紹介いたします。私は、1993（平成5）年に岡山県へ福祉専門職として採用され、障害児入所施設（福祉型）でありますとか精神科病院での勤務を経て、1996（平成8）年に児童相談所へ配属されました。ですから、2000（平成12）年の児童虐待防止法施行以前に児童相談所に配属され、途中、県庁の児童虐待防止施策担当等をしてきた時期もありますが、キャリアの大半は、児童福祉司や児童心理司として過ごしてきました。そして、今年4月から所長をしております。

私ども岡山県では、2007（平成19）年に大きな死亡事故がありました。その検証結果を踏まえて、英国の児童福祉に学び、岡山県の児童福祉の伝統である「子ども中心」の理念と相談支援活動を繋ぐことを目指して、児童相談所で活動する児童福祉司や児童心理司等といった「児童ソーシャルワーカー」の体系的な人材育成に10年間取り組み、今年度が11年目になります。また、児童ソーシャルワークのスーパービジョンの方法についても、県独自で開発に取り組んでいる状況にあります。そうした取組を通じて、児童ソーシャルワーカーの人材育成や研修等について、色々と思うところがございます。

今日は、「ソーシャルワーク」を専門とされている先生方も多く参加しておられます。私は、児童相談所そのものの存在が好きです。そのため、児童相談所の歴史等を色々調べたりもしています。そうしますと、「ソーシャルワーク」という言葉は、児童相談所の長い歴史の中で、公的な文書等では、ほとんど使われてきていないことがわかります。近年になって「ソーシャルワーク」という言葉が公的に使われているような状態であります。

児童ソーシャルワークの視点から児童相談所の歴史等を眺めてみて、とりわけ一番シンプルに感じるのは、措置機能を行使する、例えば、子どもを地域から切り離して、一時保護や入所措置させるといった「入所型の支援」が中心の児童相談所において、子どもの参加も未だ実現していない中で、果たして現代の「ソーシャルワーク」の実践が成り立つのだろうかという疑問です。これは英国の児童福祉に学んでいると、より一層それを強く感じます。そのため、児童ソーシャルワーカーの体系的な人材育成研修に取り組んでいても、「ソーシャルワーク」の学びと現状の相談支援活動とがなかなか繋がっていかないのです。これは、措置機能の行使による「入所型の支援」が相談援助活動の前提となっていることが要因として大きいと思います。過去の資料を紐解くと、戦後以降ずっと、全国の児童相談所の様々な先輩方、そして多くの研究者の方が、児童相談所の行政機関としての性格である措置機能の行使が実践活動の中心となってしまうことの問題点について言及され続けていることがわかります。過去には、その解決策として、市町村に家庭児童相談室を設置し、そこでケースワーク機能を発揮してもらい、児童相談所はクリニック機能に重点を置き、それを発揮しつつ措置機能を行使するといった提案がなされている資料もあります。児童相談所は、未だに措置機能とクリニック機能の行使という二大機能を有し、ソーシャルワークの実践モデルでいえば、「治療モデル」で相談支援活動を展開しています。そうした中で、近年採用している若いソーシャルワーカーたちは、大学等で「ライフモデル」や「ストレングスモデル」を学び、配属されてきますが、現在の児童相談所の相談支援活動のスキームの中では、ほとんど役に立たない状態です。若いソーシャルワーカーは、そこに気づくとまず無力感を感じます。なぜならば、子どもの安全に集中した中での見守り体制の構築は、基本的に彼や彼女らが学んできたソーシャルワークによる相談支援活動ではないからです。通告を端緒に家族に介入して、その視点は措置機能の行使が必要かどうかということに非常に注力し、子どもが安全かどうかを誰が確認できるのかといったことを最優先に考えた対応をやっているわけですから、そこから実際にソーシャルワークに基

づく相談支援活動を展開させようと思ったら、「ライフモデル」や「ストレングスモデル」に基づいたアセスメントを行い、子どもや親、子どもの支援者らと話し合い、子どもの安全が継続的に確保されるための具体的な支援や体制を構築することが必要になります。そう考えると、やはり措置機能を有さない丸腰の市町村の方が、児童ソーシャルワークに基づく相談支援活動を展開させられる素地があります。一方、スクールソーシャルワークは、校長の言いなりというか、学校の意向を酌まされていて、子どもたちの意向を酌んだ相談支援活動が展開できにくいという悩みをスクールソーシャルワーカーの人たちからよく耳にします。

ですから、そうした児童福祉の実践現場の状況下で、「ソーシャルワーク」ということを大上段に構えることに対して、「ソーシャルワーク」を専門とされる先生方は、果たしてどのようにお考えなのでしょう。私が学んだ「ソーシャルワーク」とは、基本的に軽いものではないと認識しております。特に児童相談所の相談援助活動の事例について書かれた資料は、戦後以降に書かれた過去のものを読んでも古く感じないのです。過去の様々な事例、その時代時代で相談援助活動を展開してきた先輩方が感じてきた事柄を読んだり、直接聴いたりしても、現在とずっと一貫して繋がってきていることを実感します。障害福祉とか高齢者福祉の分野は、入所施設から地域生活の実現という支援の方向が示され、その段階で歴史が大きく途切れ、リニューアルされています。そういった意味では、児童相談所の児童ソーシャルワーカーの人材育成とその研修内容は、これまで75年近く取り組んできた相談支援活動の中で培われてきた実践的な方法論を総括し、そこに諸外国が取り組んでいる国際的な児童ソーシャルワーカーの人材育成とその研修内容を、どのようにして繋ぎ合わせていくのかを考える必要があります。岡山県では、この課題に向き合い、10年間に渡って児童相談所の児童ソーシャルワーカーの人材育成に取り組んできました。

私自身、この検討会の構成員として参加することを通じて、児童ソーシャルワーカーの専門性とか、人材育成の研修をどのように考えていけばよいのか、改めて学びを深めたいと思いますし、私ども岡山県の取組を通じた効果や課題については積極的に情報提供して、子どもの権利を実現する児童ソーシャルワーカーの育成に向かって、どのような研修にすれば、その一歩を進めていけるか、皆様と一緒に考える機会になればと思っております。

すみません。色々としゃべり過ぎました。以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。岡山県の具体的な取組と薬師寺構成員のこれまでの思いをお話いただきました。

続いて、もう最後まで取りあえず2人は指名させてください。手が挙がりましたし、久保構成員、お願いします。

○久保構成員 よろしくお願いたします。久保です。初めて入りますので自己紹介もさせていただきます。私は大阪市の児童相談所、こども相談センターで19年間、児童福祉司として働いておりました。その前は福祉事務所におりました。大阪市を退職してからは、スクールソーシャルワーカーを数年間やりまして、その後、大学のほうで教えるようになって

おります。今も自治体には、研修等で寄せていただいたり、アドバイザーなどをさせてもらっているので、現場の児相もしくは市町村、児童養護施設の方々とは密接にお付き合いをさせていただいているという状況です。

改めて今回の資格のことについて考えてみまして、私も現場を通してということで考えてみたときに、今の薬師寺構成員のお話は非常に響いてきた感じがあります。今、大学でソーシャルワーク、子ども家庭福祉を教えていますけれども、現場でそれがそのまま使える状況ではないなというところがひしひしとあります、児童相談所の中はケースワークなのです。ソーシャルワークといってもケースワークになるというところがあります。

根本的な問題として、児童相談所運営指針というものがございまして、何か起こるとそれに沿っているかということが言われるのですけれども、この中がいまだに診断主義的ソーシャルワークの時代の社会診断、心理診断、医学診断という診断の文字がオンパレードになっています。そこにジェネラリストソーシャルワークを入れていくのは整合性がつくのだろうかということが自分の中では混乱しているのが1つでございます。

大きく米国のソーシャルワークが動いた時代の前に、児童相談所がスタートし、その当時のケースワークが入ってきたところから、変化がないままに今に至っているのではないかと思います。そのままでジェネラリストソーシャルワークが入ると、ずれるのではないかというのを少し心配しております。

もう一つなのですが、和気構成員がおっしゃったように児童相談所も、そして市町村の現場も、年度採用で雇われている、そういう非常勤の方々が多い。その方々が担っておられるというところの課題についても見直していかないといけないということを思っています。一番の最前線がそのような状況の不安定雇用の中で資格認定とか研修だけを入れていて、それが解決するとは思えないのです。

あと2つほどございまして、自分が児童相談所で働いておりましたとき、もちろん研修はありがたいですし、専門性も上げていきたいと思っておりましたが、戦う武器がなかったのです。子どもを一時保護をしたいと思っても、一時保護所の空きがないとか、一時保護はしたけれども、その後の措置先がないという中で、動けなくなってしまったことがありました。その中で各関係機関から責められるとか、子どもにどう説明していくのかということになってくると、専門性論議の前に、戦うものを下さいというところの現状があります。今、まだまだ児相は野戦病院化しているのだということも考えていただきたいです。

あと1点としましては、現場にいたときと大学に来まして混乱したのは、「介入」という言葉です。ソーシャルワークの中では、「介入」というのは普通に家族に入っていくことですが、児童相談所業界、虐待対応においては介入的ソーシャルワークと呼びます。結局これは行政処分を伴う、親権に関わっていくものなのですが、それが混乱していると思っております。この解釈についても整理ができればありがたいです。このタイトなスケジュールの中でどこまでできるのかというところはありますが、皆様とともに学ばせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。では、申し訳ありませんでした。最後になりますけれども、先ほどの薬師寺構成員、あるいは久保構成員の発言の中にもありましたが、児童相談所が危機介入的なソーシャルワークに落とさざるを得ないという状況の中で、可能性としてはコミュニティーソーシャルワークとかジェネラリストソーシャルワーク、そのような視点をより生かしやすそうな立場だというお話がありましたけれども、市町村の立場から伊原構成員、現在の思いなり状況をお話しいただけたらと思います。よろしく願います。

○伊原構成員 私は松戸市のほうで子ども家庭総合支援拠点を運営していますけれども、3ページにあったような一定の実務経験のある有資格者のルートと現任者ルートというのは非常に現実的だなという感想を持っています。一定の実務経験のある有資格者ルートというのは社会福祉士が主なのですけれども、こちらは正規職員として社会福祉士を採用しておりますので、こちらはそれなりにソーシャルワークの知識は当然持っているのですけれども、現任者ルートのほうについては、例えば子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験者というところで当てはまるのが、小学校の校長を退職した者を会計年度任用職員として採用して、相談業務などに当たらせております。もちろん保育士も会計年度任用職員と正規職員がいるのですけれども、正規職員の社会福祉士のほうから見て、やはり児童福祉分野のソーシャルワークというのは、特別子どもに対するものは非常に難しいし、あまり学んでもいないし、非常に特殊だという現場での意見を聞いています。

そういった部分を補完するのに元校長などのスキルというのは、例えば攻撃的な保護者に対しての保護者対応であったりとか、あるいは関係機関、学校とか教育委員会との連携などについては非常に参考になっていると。あとは校長としての学校を運営してきたマネジメント能力なんかも年配者として様々な場面で役に立っているという意見を聞いております。あと、保育士についても、保護者への傾聴の姿勢だったりとか、あるいは子どもへの接し方とか子育てに関する専門的な知識に関することであったりとか、乳幼児の発育段階、発達とかについても保護者と親身に対応できるといったところも含めて、それぞれの職種がいいところを取り合いながら今やっているのが子ども家庭支援拠点での現状なので、こういった現任者ルートと実務者ルートで新たなルートをつくっているというのは非常にいいことかなと思っています。

1つちょっと課題というか、これから議論になるのか、それかもう既に議論されているか分かりませんが、カリキュラムについては先生方が詳しいので、そこは私はなかなか知識としてはないですけれども、やはり一番大事なのは現場での実習というのが必要になってくるのかなと思っておりまして、実習するに当たって通常の保育士の実習などでは当然それほど個人情報の部分とか、そういった保護者対応とかもあまり必要ないのですけれども、虐待対応で児相とか子ども家庭総合支援拠点で実習するに当たっては、やはりグループライダーの方々から求められる資質というのですかね。状況の把握とかリスク判断における視点だったり、あとは見守りの継続をする際の役割分担とか、そういったケース



会議などでも日常的に学べる実習が必要になってくるのではないかと考えています。

あとは現場に行くとき、一緒に同行して学んだりすることも必要になるのかなということをご想定しますと、個人情報の保護とか、保護者対応をしているときに例えば受傷、けがですね。公務災害であったりとか、あとは訴訟リスクとか、そういったところの身分保障をきちんと整理しないと、実習に行ったはいいけれども、実際に個人情報が必要になるようなケース会議に出られなかったりとか、現場に帯同できなかつたりということになると、結局事務的な仕事だけしかできないような実習になってしまうと全く有益ではないと思いますので、例えば実習先でも会計年度任用職員などに任用して、きちんと職員と同じことができるような体制も必要なのかなと、それは感想として今思っております。

以上です。

○山縣座長 非常に具体的なところの悩みを聞かせていただきました、ありがとうございます。

最後にありました実習については、現段階では、するともしないとも決まっていな。実習を含めて検討するという前提でございますので、これから実習をするということになれば、どういう方法、今伊原構成員が言われた懸念事項も含めて考えていくということになろうかと思えます。実習をしないならば、そこであるメリット部分を演習等でどう対応するのかということをご議論いただくことになると思えます。ありがとうございました。

一通り全構成員のお声を聞かせていただきましたけれども、まだ20分程度残っております。重ねて追加の御意見が構成員のほうからございましたら、手を挙げる等で話を聞かせていただけたらありがたいと思えます。

増沢構成員、幾つか構成員のほうからもイギリスのことについて感想なり、あるいは薬師寺構成員からはイギリスの事務所を勉強してきた視点でのお話がありましたけれども、特に追加のコメントとかはありますか。

○増沢構成員 コメントさせていただければありがたいなと思って、PCFとKSSの関係というところなのですが、今回、カリキュラムの設定を考えたときに、やはりKSSが関係してくる。ただ、KSSを考えるベース、姿勢、方向性はPCFなのですね。今までこういったカリキュラムとか、先ほど任用前研修とかスーパーバイザーの研修のことも藤林先生が触れられていましたけれども、そういうことがあまりなく、カリキュラム先行でつくられてきたところがあって、先ほど倉石先生もおっしゃった権利の問題というのはきちんと押さえる。そこら辺がPCFではきっちり描かれているのです。だから、ソーシャルワークとはどういうことなのか、ウェルビーイングとはどういうことなのか。その上で児童相談所の保護機能というのはどう位置づけられるべきものなのかということをご考えていく上でのベースになるところは描いていく必要があるのだろうなと思えます。

イギリスは10年かけたということなのですが、10年のかけ方というところで、イギリスも1年で素案は公開しました。今とほぼ同じような図を1年間で一応は出しているのです。でも、素案という形で、その後、修正が繰り返されていったという、ここがすご

く大事だと思うのです。

だから、かつちりしたものをまずと思って作成しても、後で変えられないみたいな話になってしまうのではなくて、素案という形である種の哲学的なもの、価値観や姿勢を含めた専門能力の内容を示すものなので、そこはあるべきではないかと思います。

それと、実はイギリスがPCFを使って何が変わったのか。先ほど久保先生がおっしゃったように、児童相談所が批判されて、やる気もなくなって、信頼も地に落ちてということ。実は10年前のイギリスがそういった事態に陥って、ただ、PCFができたことで、職員そのものが自分の行くべき方向、ビジョンが描けることと、社会からのソーシャルワーカーでの信用が高まったというのが一番だとおっしゃっています。こういう専門性を身につけるのだなという社会の側の理解が高まったということです。素案という段階で考えてつくっていくというのが現実的かなと思うことと、そして、その上のKSS。KSSもこういうことを学ぶべきということが示されているので、現在日本の児相等で行われている研修カリキュラムもそこから活用できるプログラムがあるでしょうし、KSSをみると心理学とか社会学といった辺の知識を学んでいるのですね。人間理解という意味では組織心理学とか社会心理学といったことも向こうの人たちは結構学んでいるので、そういったことをカリキュラムに入れていくと、足りないものがきちんと学べていけるのではないかなと思います。

それと、講義は今本当にオンラインが進んでいるので、講座はオンラインで効率よくやって、ただ、先ほどの傾聴とか、受援力の低い親御さんにどう会うのかというのはやはり実務訓練が大事になるので、ここだけは演習の形にするか、実習の形にするのかということはきちんと検討していくべきかなと思います。

以上です。すみません。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。藤林構成員、ミュートが外れていますけれども、何か発言がありますか。

○藤林構成員 外したままになっていたのですが、ちょうど発言しようと思っていたので当てていただいてよかったです。薬師寺所長さんの発言は、実は岡山県の研修報告書を4月ぐらいに読んでいて、とても印象に残る文章を今日言われたので、ああそうだなと思って聞いていたのですけれども、研修センターに勤務して1年ちょっとになるのですが、児童相談所職員の研修風景を見ると、ソーシャルワーカーというアイデンティティよりも児童福祉司さんなのですね。いかに児童相談所運営指針に忠実に仕事を行っていくのかということに一番の価値があるように思えてしまいます。そもそもソーシャルワーカーじゃなかったのか、そのギャップをどうするのかというところも感じながら、でも、ここで子ども家庭ソーシャルワーカーの専門性を十分に兼ね備えた人材をつくっていくと、そもそも児童相談所運営指針まで書き換えるのかというえらく根本的な話になってしまうのです。けれども、そ子までしてしまうととても時間がかかるので、それは置いておくとしても、現状に合わせた専門性ではなくて、やはり長いスパンで、子ども家庭ソーシャル

ワークを、~~の~~児相も、市町村も、児童福祉施設も、場合によればスクールソーシャルワーカーも含めた共通の価値、スキル、知識はどうあるべきなのかというのを一個一個、この機会に委員それぞれの経験と知識を集めてつくっていくのかなと思いながら聞いていました。

そうすると、次回がいつになるのか分からないのですけれども、やはり一個一個まず土台が重要なかなと思っていて、今日はもう各論の話はしないということなのですが、現状の養成校における社会福祉士・精神保健福祉士の養成教育で、その後の任用後研修とかで何が足りないのかとか、どういう価値についてどのような方法で伝えていくのか。また、スキルも非常に重要なので、足りないスキルは何なのかというところをそれぞれが持ち寄って出し合うのかなと思っています。そうすると対面で2時間というのは無理なのではないかなと思って、こんなことを言うと自分で自分の首を絞めるようなのですけれども、このメンバーが全員集まって合宿して朝から晩までというのが一番いいんじゃないかなと思うのです。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

和気構成員、手が挙がっております。

○和気構成員 先ほど久保構成員からでしたか、現場で実践された上で大学に來られて、ソーシャルワークというものを教えるときに非常に困惑されるといいますか、今、現場、特に児童の領域、児童相談所等で行われている実践とソーシャルワークが目指している理念や方法も含め、教えている内容に大分乖離があるのではないかという御意見があったかと思います。私自身も実際に児童相談所等に実習生、学部生を送り出したときに、学生が自分たちがこれがいいと思って学んできたことと現場とがあまりにも乖離しているということで、そこをいかに埋めていくかというところが教員の本領を發揮しなければいけない部分でもあります。少なくともソーシャルワークは子どもの権利とか人権を中心に置いて、しかしながら、実際の社会、それは支援組織の問題も含めて、それがベストである現状ではないので、そういった制度ですとか組織の改革や開発が求められます。それは単に一方的に反論するとかいうことでなく、また、それに負けてバーンアウトしてしまうのでもなく、現状をいかにきちんと把握して、そこに欠けているものは何なのかを見極める力を養っていくのが教育なり研修の役割であり、真のソーシャルワーカーになる道であると思っています。先ほどの増沢構成員がお示しいただいたイギリスのところでは、組織的文脈となっていますけれども、組織をどのように本来の目的に整合するように、最も効果的に機能するように改革していくかとか、つくり上げていくかというのもソーシャルワーカーの力量ですし、その上のスーパービジョンというのがありますけれども、そういう自分が直面するジレンマと言われているものですね。そのバーンアウトが非常に大きいのですけれども、適切なスーパービジョンを組織内外に持つことによって改善の糸口を見つけつつ、また、自らのバーンアウトを防止していく。そういう力量もソーシャルワーク

の教育の中では一応行っていますし、また、それが卒後、こういった現場での研修、さらに高度なスーパーバイザーとなっていく道程で必要なのかなと思います。そういった観点からソーシャルワークではない、ただ指針に従ってロボットのように動けばいいというソーシャルワーカーではなく、自ら考え、主体的に切り開いていけるソーシャルワーカーを目指していきたいというのが私たちの考えとなります。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。倉石構成員、お願いします。

○倉石構成員 ありがとうございます。いろいろ議論を聞かせていただいて勉強になりました。

ちょっと私は言葉が足りないところがあるのでお許しいただきたいのですが、私も大学でソーシャルワーカーを養成している人間で、ゼミ生からたくさん児童福祉司に大阪府、大阪市などに採用いただいている人間なので、私は卒業生を現場に送り出すときに、大学で習った方法論というのは現場では通用しませんよということは繰り返し話しています。むしろソーシャルワークという考え方ですよね。その原理原則であったり、価値であったり、増沢先生がおっしゃったPCFのところですね。あそこの部分がソーシャルワークの固有性だと思うのです。ですから、薬師寺所長がおっしゃったことももっともなこととして、児童相談所の現場でストレングスモデルが使えますかというとなかなか難しいわけですし、エコロジカルモデルが使えますかというとなかなかできないわけです。

私たちは、それを全部アセスメントの力といいますか、エコロジカルに問題状況をアセスメントするとか、ストレングスの視点で物事をアセスメントするとか、実際に介入したり面接をするときには分析であったり、認知行動療法であったり、様々な援助技法を学んでおかないと現場では切磋琢磨していけないということになりますので、そういう意味で、私は、増沢先生がイギリスのモデルを今日出していただいたのはとてもよかったなと思うのは、構造的にまずイギリスのやっているベースのところをしっかりと学ぶ。これがソーシャルワークの考え方であって、その上に技法的なところが専門家として積み上がっていく。このような整理の仕方をしながら議論を進めていくというのが一つの方向ではないかなと個人的に思った感想のところですので、藤林先生から、いや、もっと徹底的に議論しなければいけないとお叱りを受けるかもしれないですが、今日のところはそういうところで感想として述べさせていただきました。

○山縣座長 ありがとうございます。

当初予定時間がかなり近づいてきましたけれども、本来はオブザーバーには直接的な発言権はないと理解していますが、座長が指名すると特定の意見を言うことができるということですね。今日は3人のオブザーバーに参加いただいていますけれども、次回以降のメンバーですので、次回改めて自己紹介という形ではなくするために、3人のオブザーバーの方、一言、自己紹介なりワーキングに臨む姿勢などがありましたら、少しずつ時

間を取らせていただこうと思います。

では、保育士会のほうから来ていただいている村松オブザーバー、よろしくお願ひします。

○村松オブザーバー 村松でございます。全国保育士会の会長を務めております。よろしくお願ひいたします。

子どもをめぐる状況が本当に厳しくなっているということが皆さんのお話の中から分かりますし、私たちも保育の現場においてもそれをひしひしと感じているところであります。あくまでも私は保育所、認定こども園における保育士という立場でこの議論を考えていきたいなと思っておりますので、ソーシャルワークの現場で活動されている皆さんとは少し差があるかもしれないと感じています。

目の前の子どもたちのこと、それから目の前の保護者たちのことをどういうふうに支援していくのかということが私たち本来の仕事で、それは保育所保育指針にも書かれているところです。このたびこのような仕組みの中に保育士という文字が出てきたときに、求められている力量は他の養成ルートと違いはないのだろうと思います。しかし、やはり私たち本来の役割というものがあるので、そこは確実に全うしたうえで上乗せできる仕組みにしなければならないと考えます。

私たちの保育士の視点は、子ども理解とか保護者の理解、その辺はとても深いと自負しておりますし、この視点を子ども家庭福祉の中にもきちんと活用していかなければいけないというふうには思っております。一方で、先ほど倉石委員の発言にもありましたように、どのような立場の保育士が認定資格を持つべきかについての視点を持ちながら、この議論に参加をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○山縣座長 よろしくお願ひします。

では、社会福祉士会のほうから来ていただいております田村オブザーバー、よろしくお願ひします。

○田村オブザーバー 社会福祉士会から参っております田村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

社会福祉士会のほうは、行政もそうですし、児童相談所のほうにも様々なところに勤務しているというのが実態ですけれども、私のほうは行政の職員でもなくて、地域でずっと相談支援をやっていますので、どちらかということ子どもたちの18歳をどういうふうに考えるのかということで見相のワーカーの方とか養護施設の自立支援の担当の職員の方とチームを組みながら、日々悩みながら、特に18歳成人になったところではありますけれども、保護の後の18歳でどういうふうに大人になりながら社会に出ていけるのかということの支援も、同じ波長で同じ価値を持ってチームを組んでやっていくということについての温度差、もしくはそれぞれの所属する環境の違いによって、思いはあっても、先ほどからの議論にありました知識・技術のバックボーンが違うということと、持っている価値がもしかしたら少し違うのかもしれないというところの中で、子どもを真ん中に置いて、子どもが

主体的に会議に参加して自分で決めていくのだということの環境をつくっていくところにおいて、多少うまくいかない場面がまだまだあるなど思っていますので、今回の議論、ワーキングのところですれるのかずれないのか、私も初めての参加なので分からないところではありますけれども、社会福祉会としてはそういった子どもが18歳を超えて地域へ成長して大人になっていくというところの支援のプロセスみたいなところを、関係機関が地域の中で子どもを真ん中に置きながらみたいところを日々実践しておりますので、そういったところで皆さんのお知恵を借りながら関与していけたらいいなと思いながら今日は聞いておりました。またよろしく願いいたします。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、最後になります。精神保健福祉士会のほうからオブザーバーで来ていただいております廣江オブザーバー、よろしくお願ひします。

○廣江オブザーバー 日本精神保健福祉士協会の副会長をしております廣江と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私自身は精神科病院の勤務経験から、あとは障害者の分野でずっとソーシャルワーカーとして33年ほど実務を続けております。現在は社会福祉法人のほうでグループホームの施設長や理事長も兼務しているのですが、現場にまだ足を突っ込んでおります。七、八年ほど前から、近くの高校や高専でスクールソーシャルワーカーとして非常勤でも携わっていたり、市のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーなどを行ったりしております。

今日の議論を聞いておまして、初回からもうおなかいっぱいになったなという感じがしておりますが、皆さんの御発言を聞いて、本当にそのとおりだなと、お一人お一人の御意見を関心を持って聞かせていただきました。

今日の議論の中で、この資格もさることながら、児相の改革も必要なのだなということをおぼせていただきましたし、市町村の人材、スクールソーシャルワーカーもそうですが、非常勤の職員が大半を占めているというような問題も併せてここでも考えるべきなのかなと思ったりもしました。

また、今、私は鳥取県の米子市というところにおりますが、市の重層的な支援体制の整備のほうにも関わっておりまして、その辺との関わりも、この資格のカリキュラム等々も含めてどのように考えて整理をしていくのかなということを感じました。

そもそもの話になりますが、この議論に当初から加わっていらっしゃる皆様にはお分かりなのかもしれませんが、新たに入った者として、この資格を通して子ども家庭の分野で10年先ぐらいにどんなビジョンを持って取り組んでいくのかという辺りが私はつかみ切れれておりませんで、そこに向けてどんな資格が必要なのかとか、どんな知識や技術が必要なのかということも考えていく必要があるのかな。もしくは児相の改革も含めてですが、10年先にはこうなっていたいなみたいなのが見えると、もうちょっと議論に参加しやすいなと思った次第です。この資格者をどの程度の人数確保するのかというようなことなども関連してくるかなと思ひました。

精神保健福祉士も現場に入っている方が大勢いらっしゃいますので、そういった現場の意見を踏まえて参加させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山縣座長 ありがとうございます。次回以降、よろしく願いいたします。

今55分でもう終わらないといけない時間になりました。今日は1回目ということで、それぞれのお考えを特に視点を定めずに自由にお話しいただきましたけれども、幾つかの重要なポイントが出ていたと思います。そういうことも含めて、次回からワーキングのほうで全員で議論を進めていきたいと思っています。スケジュール等につきましては、途中で申し上げましたように、もう少し具体化した形で次回以降提案をいただいて、議論を進めていくというふうに考えております。その辺も含めて、事務局のほうから最後に何か説明がありましたら、よろしく願いいたします。

○羽野虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。本日御議論いただきました議論事項にもございましたけれども、今後御議論いただく事項としては、先ほど申し上げたように、子ども家庭福祉に係る研修の内容、ソーシャルワークに係る研修の課程、試験の内容、方法とか頻度、その辺りのことを順次御議論いただくことになってまいります。先ほどの御議論にもありましたように、そもそも論として何を中心に考えていくのかということも本日御議論いただきましたので、そもそも論としてどう考えるかという点も含めて、また今後御議論いただきたいと思っております。

次はワーキンググループのほうで御議論いただくということで考えてございます。具体的な日程につきましては、現在調整中でございますので、後日改めて御連絡をいたしたいと思っております。

なお、次回のワーキンググループでは、本日に引き続きまして、子ども家庭福祉分野に必要な専門性について、先ほど申し上げたそもそも論みたいなところについて御議論いただくということを検討しておりますけれども、こちら具体的な内容については改めて調整の上で御連絡したいと思っております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

本日はこれで閉会をしたいと思います。活発な御議論をありがとうございました。次回以降、オブザーバーの方も含めて、正規構成員として同じように制約をせずにできるだけ議論していきたいと思っています。よろしく願いいたします。

では、閉会します。ありがとうございます。